

特別支援教育就学奨励制度のお知らせ

浦安市では以下の 1. (ア～エ) に該当する児童・生徒の就学に関して、経済的負担を軽減するため、その世帯の収入額等に応じ学用品費や学校給食費、通学費などの一部を援助しております。

1. 申請できる方（次のア～エの方）

- ア 浦安市の公立小中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者
- イ 通常学級に在籍し、学校教育法施行令第 22 条の 3 に規定する障がいの程度に該当する方の保護者
- ウ 通級指導教室利用者（通学費のみ支給）の保護者
- エ 特別支援学校（小学部又は中学部）に在籍する児童・生徒の保護者

手帳の写しを
添付してください

- ※生活保護（生活扶助や教育扶助）を受けている方は、本制度の対象です。（申請は不要です。）
- ※就学援助制度の認定者は、通学費のみ支給対象です。（通学費がない場合、申請は不要です。）
- ※上記のエに該当する方は、給食費・通学費のみ援助の対象になります。（詳しくは、学務課までお問合せください。）

《審査する所得について》

認定基準となる所得金額は、国の定める生活保護基準を基に算出しており、世帯の人数、年齢構成、社会保険料、生命保険料、損害保険料などによって異なります。

《学校教育法施行令第 22 条の 3》

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、 図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね六〇デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能 又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

2. 援助内容

審査の結果で支給される費目は、下表の援助費目で該当するものになります。

特別支援学級等 援助費目	援助対象	支給限度額	必要書類
新入学学用品費 (1年生のみ支給)	ランドセル・靴・制服・通学用服・通学用靴等、入学準備のため購入したもの	小学1年 28,530 円 中学1年 31,500 円	レシート等
学用品費 (年額) (全学年)	通学用服・通学用靴・上履き等、学校生活で使用するもの	小学生 5,820 円 中学生 11,370 円	レシート等
修学旅行費	交通費・宿泊費・見学科 (小学6年・中学3年)	実費の半額	団体行動・班別行動のレシート等は不要です
校外活動費(宿泊あり) ※林間学校等	交通費・宿泊費・見学科 (小学5年・中学2年)	実費の半額	
校外活動費(宿泊なし) (全学年)	交通費・見学科	実費の半額	
通学費		実費の全額 ※所得制限を超過した方は半額	定期券の写し I Cカードは乗車履歴
給食費		実費の半額	
特別支援学校 援助費目	援助対象	支給限度額	必要書類
給食費・通学費	詳しくは、学務課までお問合せください。	実費の全額	

3. 提出先及び最終受付日

学務課へ郵送または直接提出してください。

最終受付日：令和8年3月2日（月）

4. 申請に必要なもの

①浦安市特別支援教育就学奨励費申請書

※令和7年度の就学援助認定者は、通学に交通機関を利用している方のみ提出してください。

国の算定要領に基づき、令和6年12月31日現在の世帯の状況で記入してください。

②同意書 兼 委任状・口座依頼書（上記①の申請書裏面をご確認ください。）

③令和7年度（令和6年分）市・県民税 課税非課税証明書

※令和7年1月1日に住民票が浦安市になかった方のみ提出してください。

当時居住していた市町村で取得してください。（同居している祖父母等、所得のある者全員分）

④療育手帳・身障者手帳の写し ※通常学級に通っている方のみ提出してください。

5. 援助の決定

審査の後、結果を通知します。

6. 援助費の支給

翌年度5月頃に1年分をまとめて支給します。

【問い合わせ先】

〒279-8501 浦安市猫実1-1-1 浦安市役所7階
教育委員会 学務課 学務係
電話：047-712-6742(直通)
土日祝を除く 8:30~17:00